

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月22日（金）第2960号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの変更事項の届出 (雇用労政課取扱い) 3
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定（3件） (水産振興課取扱い) 3
- 公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 7
- 公共測量の実施（5件） (監理課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 8
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 8
- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 8
- 都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 9

### 公 告

- 落札者等の公告 (学校施設課取扱い) 10
- 警備業施設警備業務1級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

## 告 示

### 鹿児島県告示第1174号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8284	平成25年 11月15日	映 画	喪服不倫妻 こすれあう局部	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8285			福まんの人妻 男を立たす法則	新日本映像		
8286			浮気調査 情欲裏ファイル	オーピー映画		
8287			新妻本番 ぐしょ濡れイヴの生下着	新東宝映画		
8288			息子と寝る義母 初夜の寝床	新日本映像		
8289			巨乳天国 ゆれ揉みソープ	オーピー映画		
8290			奴隷愛人 めざめた人妻	新東宝映画		

8291		未亡人 わいせつ戦争	新東宝映画
8292		美熟女 好きもの色情狂	オーピー映画

鹿児島県告示第1175号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24887	平成25年 11月15日	雑 誌	恋愛宣言PINKY vol. 21 15166-12	秋 水 社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24888			petit Rose vol. 5 18328-12	秋 水 社		
24889			恋愛Revolutionラブレボ 12月号 19667-12	宙 出 版		
24890			恋愛天国パラダイス 12月号 09675-12	竹 書 房		
24891			微熱SUPERデラックス 12月号 07689-12	セブン新社		
24892			愛の体験スペシャルDX 12月号 11585-12	竹 書 房		
24893			コミック アクア 12月号 13803-12	オークラ出版		
24894			シエルトレトレ 12月号増刊 11578-12	角川書店		
24895			BOY'S ビアス禁断 11月号 08175-11	マガジン・マガジン		
24896			コミック ホットミルク 12月号 13941-12	コアマガジン		
24897			COMIC ナマイキッ! 12月号 06909-12	竹 書 房		
24898			ヤングコミックチェリー 11月号 08893-11	少年画報社		
24899			実録みそじ妻専科 vol. 53 18400-12	一 水 社		
24900			実話ナックルズ 12月号 04877-12	ミリオン出版		
24901	裏モノJAPAN 12月号 01805-12	鉄 人 社				

鹿児島県告示第1176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社国分ひろせ調剤薬局	霧島市国分広瀬二丁目28番39号	平成25年 11月30日	育成医療・更生医療

**鹿児島県告示第1177号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所  
社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団  
鹿児島市鴨池新町1番7号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	日置市伊集院町妙円寺一丁目1番1号	鹿児島市新屋敷町16番217号	平成25年11月1日

**鹿児島県告示第1178号**

出水郡長島町鷹巣62番地 濱光則及び出水郡長島町鷹巣52番地 平野利夫からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の区域

- 1 名称 長島町宮之浦加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち鷹巣宮之浦の区域

**鹿児島県告示第1179号**

出水郡長島町獅子島1505番地 中浦元則及び出水郡長島町獅子島1512番地6 中浦一憲からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の区域

- 1 名称 長島町幣串加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島幣串の区域

**鹿児島県告示第1180号**

出水郡長島町獅子島195番地 小田祐一及び出水郡長島町獅子島224番地 肥田孝幸からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の区域

- 1 名称 長島町片側加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島片側の区域

**鹿児島県告示第1181号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 免許年月日

平成25年11月11日

## 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 3 埋立区域

## (1) 位置

## ア 1工区

出水郡長島町大字諸浦字大牟田263番13及び同字263番2から262番6を経て261番10に至る間の土地に接する道路の地先公有水面

## イ 2工区

出水郡長島町大字諸浦字大牟田254番13, 248番6及び同字248番1から243番1を経て242番1に至る間の土地に接する道路の地先公有水面

## (2) 区域

## ア 1工区

次の各地点のうち①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線, ㉑の地点と㉒の地点を結ぶ昭和56年8月12日付け指令漁港第273号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. +3.60メートルにより決定), ㉓の地点と㉔の地点を結ぶ平成24年の秋分の日満潮位 (D. L. +3.60メートル) における公有水面と陸地との境界線, ㉕の地点と㉖の地点を結ぶ昭和56年8月12日付け指令漁港第271号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. +3.60メートルにより決定), ㉗の地点と㉘の地点を結ぶ平成24年の秋分の日満潮位 (D. L. +3.60メートル) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と㉙の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 葛輪漁港内の防波堤天端に設置された基準点 (金属びょう) (北緯32度15分27秒11, 東経130度11分12秒68) (以下「基点」という。) から226度45分53秒209.73メートルの地点

②の地点 ①の地点から35度56分30秒2.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から31度11分11秒2.91メートルの地点

④の地点 ③の地点から26度24分24秒2.91メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から21度37分34秒2.91メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から16度52分28秒2.91メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から12度05分07秒2.91メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から7度17分36秒2.92メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から2度32分15秒2.91メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から357度46分40秒2.91メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から352度58分56秒2.91メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から348度12分02秒2.92メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から343度02分00秒3.41メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から68度04分11秒52.70メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から43度25分36秒18.18メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から313度30分19秒29.88メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から244度33分06秒5.53メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から154度18分44秒2.60メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から244度19分40秒34.62メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から334度18分19秒0.50メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から244度19分24秒8.86メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から334度19分55秒1.60メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から244度21分09秒1.56メートルの地点

②4の地点	②3の地点から284度19分36秒0.91メートルの地点
②5の地点	②4の地点から194度19分54秒1.60メートルの地点
②6の地点	②5の地点から284度19分39秒73.25メートルの地点
②7の地点	②6の地点から14度19分54秒1.60メートルの地点
②8の地点	②7の地点から284度19分49秒1.70メートルの地点
②9の地点	②8の地点から334度20分12秒0.37メートルの地点
③0の地点	②9の地点から244度17分20秒21.91メートルの地点
③1の地点	③0の地点から154度55分23秒26.68メートルの地点
③2の地点	③1の地点から137度38分48秒10.69メートルの地点
③3の地点	③2の地点から111度05分32秒7.50メートルの地点
③4の地点	③3の地点から90度00分00秒4.10メートルの地点
③5の地点	③4の地点から73度36分32秒23.04メートルの地点
③6の地点	③5の地点から84度23分10秒4.24メートルの地点
③7の地点	③6の地点から313度37分26秒13.78メートルの地点
③8の地点	③7の地点から43度23分24秒8.10メートルの地点
③9の地点	③8の地点から108度04分18秒17.00メートルの地点
④0の地点	③9の地点から196度30分01秒0.50メートルの地点
④1の地点	④0の地点から107度53分17秒6.53メートルの地点
④2の地点	④1の地点から20度31分44秒0.49メートルの地点
④3の地点	④2の地点から107度40分31秒17.20メートルの地点
④4の地点	④3の地点から158度08分41秒14.41メートルの地点
④5の地点	④4の地点から248度07分20秒8.65メートルの地点
④6の地点	④5の地点から149度52分58秒3.11メートルの地点
④7の地点	④6の地点から160度55分51秒8.57メートルの地点
④8の地点	④7の地点から175度07分31秒4.71メートルの地点
④9の地点	④8の地点から189度59分30秒3.45メートルの地点
⑤0の地点	④9の地点から201度30分59秒3.55メートルの地点
⑤1の地点	⑤0の地点から218度53分04秒3.98メートルの地点

## イ 2工区

次の各地点のうち⑤2の地点から⑥9の地点までを順次に結んだ線、⑥9の地点と⑦2の地点を結ぶ平成24年の秋分の日満潮位（D. L. +3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑦2の地点と⑦3の地点を結ぶ平成10年7月14日付け指令漁港第285号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）、⑦3の地点と⑦4の地点を結ぶ平成24年の秋分の日満潮位（D. L. +3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑦4の地点と⑤2の地点を結ぶ平成9年11月11日付け指令漁港第553号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）により囲まれた区域

⑤2の地点	基点から283度59分50秒197.98メートルの地点
⑤3の地点	⑤2の地点から53度53分55秒1.94メートルの地点
⑤4の地点	⑤3の地点から324度03分15秒1.86メートルの地点
⑤5の地点	⑤4の地点から52度44分03秒3.18メートルの地点
⑤6の地点	⑤5の地点から51度20分12秒5.13メートルの地点
⑤7の地点	⑤6の地点から49度35分25秒5.13メートルの地点
⑤8の地点	⑤7の地点から47度51分28秒5.13メートルの地点
⑤9の地点	⑤8の地点から46度20分17秒5.06メートルの地点
⑥0の地点	⑤9の地点から46度23分35秒4.94メートルの地点
⑥1の地点	⑥0の地点から47度20分07秒4.93メートルの地点
⑥2の地点	⑥1の地点から48度20分53秒4.94メートルの地点
⑥3の地点	⑥2の地点から49度20分04秒4.93メートルの地点
⑥4の地点	⑥3の地点から50度20分04秒4.93メートルの地点

- ⑥5の地点 ⑥4の地点から51度19分39秒4.93メートルの地点  
⑥6の地点 ⑥5の地点から52度18分13秒4.81メートルの地点  
⑥7の地点 ⑥6の地点から53度17分51秒4.93メートルの地点  
⑥8の地点 ⑥7の地点から54度12分04秒4.18メートルの地点  
⑥9の地点 ⑥8の地点から57度37分26秒8.75メートルの地点  
⑦0の地点 ⑥9の地点から240度46分34秒4.27メートルの地点  
⑦1の地点 ⑦0の地点から239度39分00秒22.15メートルの地点  
⑦2の地点 ⑦1の地点から240度14分54秒7.26メートルの地点  
⑦3の地点 ⑦2の地点から228度34分30秒30.97メートルの地点  
⑦4の地点 ⑦3の地点から228度26分48秒13.24メートルの地点

## (3) 面積

- 1 工区 4,393.34平方メートル  
2 工区 224.91平方メートル  
合計 4,618.25平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

出水郡長島町大字諸浦字大牟田263番13, 254番13, 248番6及び241番24の地内, 同字263番2から262番6, 261番10, 248番1を経て242番1に至る間の土地に接する道路敷地内並びにこれらの土地の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉠の地点と㉡の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉠の地点 基点から217度51分30秒213.00メートルの地点  
㉡の地点 ㉠の地点から64度36分21秒83.43メートルの地点  
㉢の地点 ㉡の地点から43度25分39秒68.11メートルの地点  
㉣の地点 ㉢の地点から313度30分13秒121.53メートルの地点  
㉤の地点 ㉣の地点から6度22分31秒72.23メートルの地点  
㉥の地点 ㉤の地点から326度03分11秒52.87メートルの地点  
㉦の地点 ㉥の地点から240度59分46秒22.78メートルの地点  
㉧の地点 ㉦の地点から235度29分34秒32.79メートルの地点  
㉨の地点 ㉧の地点から228度43分26秒47.45メートルの地点  
㉩の地点 ㉨の地点から241度05分32秒49.04メートルの地点  
㉪の地点 ㉩の地点から229度07分57秒23.47メートルの地点  
㉫の地点 ㉪の地点から203度01分01秒21.14メートルの地点  
㉬の地点 ㉫の地点から180度10分11秒22.95メートルの地点  
㉭の地点 ㉬の地点から161度14分38秒25.94メートルの地点  
㉮の地点 ㉭の地点から155度02分17秒49.84メートルの地点  
㉯の地点 ㉮の地点から141度21分29秒9.04メートルの地点  
㉰の地点 ㉯の地点から124度23分36秒8.74メートルの地点  
㉱の地点 ㉰の地点から103度33分15秒10.58メートルの地点  
㉲の地点 ㉱の地点から74度52分20秒21.73メートルの地点  
㉳の地点 ㉲の地点から80度08分02秒17.68メートルの地点  
㉴の地点 ㉳の地点から100度22分12秒4.96メートルの地点  
㉵の地点 ㉴の地点から134度06分13秒7.87メートルの地点  
㉶の地点 ㉵の地点から143度58分37秒8.05メートルの地点  
㉷の地点 ㉶の地点から157度10分09秒9.74メートルの地点  
㉸の地点 ㉷の地点から183度02分40秒6.36メートルの地点  
㉹の地点 ㉸の地点から216度33分13秒3.91メートルの地点

## (3) 面積

- 39,779.11平方メートル

## 5 埋立地の用途

## 漁港施設用地及び道路用地

## 鹿児島県告示第1182号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1189号	平成31年11月20日	肉かす粉末	ミートミール	窒素全量 10.0	該当なし	株式会社 三道食品	日置市東市来町南神之川370番地

## 鹿児島県告示第1183号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，鹿児島地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年11月6日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市川田町地内

## 鹿児島県告示第1184号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年10月22日から平成26年3月10日まで
- 3 作業の地域 伊仙町小島地内

## 鹿児島県告示第1185号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年10月22日から平成26年3月10日まで
- 3 作業の地域 天城町当部地内

## 鹿児島県告示第1186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年11月5日から平成26年3月14日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

## 鹿児島県告示第1187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（谷山第二地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成25年11月18日から平成26年2月14日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市上福元町及び下福元町の各地内

## 鹿児島県告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年11月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	447号	出水市六月田町980番地先から同市米ノ津町97番3地先まで	前	14.1～14.5	154.6
			後	13.1～47.1	181.8
			後	14.3～18.5	154.6

## 鹿児島県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年11月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	447号	出水市六月田町980番地先から同市米ノ津町97番3地先まで	平成25年11月22日

## 鹿児島県告示第1190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により霧島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 国分都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・7号犬追馬場線
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第1191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規



定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
鹿児島都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに鹿児島市都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
平成25年11月22日から同年12月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 鹿児島県告示第1192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年11月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
市街化調整区域から市街化区域に変更する部分  
鹿児島市岡之原町、吉野町、田上町、西別府町、西陵六丁目、西陵七丁目、中央港新町、山田町、星ヶ峯二丁目、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台三丁目、花野光ヶ丘一丁目及び伊敷七丁目の各一部  
市街化区域から市街化調整区域に変更する部分  
鹿児島市吉野町、坂元町、東坂元三丁目、清水町、鼓川町、稲荷町、長田町、城山町、原良町、原良四丁目、常盤町、常盤二丁目、伊敷町及び伊敷七丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに鹿児島市都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
平成25年11月22日から同年12月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 大島支庁告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年11月22日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
GRACE G ARDEN S CHOOL	大島郡徳之島町 亀徳337番地	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成25年 11月1日	就労継続 支援A型

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年11月22日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立学校で使用するパソコンの賃貸借 1,367台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
431,684,190円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年8月6日

## 公安委員会公告

### 警備業施設警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年11月22日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分  
施設警備業務1級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成26年2月22日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているものの

うち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

#### 4 検定試験の方法及び内容

##### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 5 検定申請の手続

##### (1) 受付の期間及び時間帯

- ア 期間  
平成26年1月7日（火）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで

##### (2) 提出書類

- ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- オ 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
- カ 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通

##### (3) 申請先及び申請方法

- ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

#### 6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）  
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

#### 7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点

で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

#### 8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3016）に行うこと。